

完済した方(現在残高のない方)は自己負担金0円!

成功報酬は取り戻した過払金の中から20~25%を頂くのみです。

何も取り戻せなかった場合は1円も頂きません。

最悪でもゼロなので、マイナスには絶対なりません。

Q.1 クレジットカードのキャッシングでも過払金は生じるのですか?

A.1 生じる場合が少なくありません。

消費者金融だけでなく、信販会社、つまりクレジットカードのキャッシングも、以前は20%を超える金利で利息を取られることが多かったので、過払金が生じていることはよくあります。現在18%以下になっている方でも、最初から18%なのかどうかは注意が必要です。今18%だからと言って、最初から18%とは限りません。書類上18%と書いてあるのは、現在の金利です。過去の金利は、現在の書類だけでは分かりません。平成18年以前のキャッシングでは、20%以上であることがとても多いですので、調べてみることを強くお勧めします。

Q.2 業者から嫌がらせや問い合わせはありませんか?

A.2 ありません。

正式に弁護士に依頼した後、弁護士から受任通知を業者に発送します。受任通知が業者に到達したら、業者側から依頼者へ直接接触することは法律で禁じられています。ただし、最初から法律を無視しているヤミ金融は別です。

Q.3 まだ完済しておらず返済中ですが、過払金は取り戻せますか?

A.3 取り戻せる場合も少なくありません。

特に10年以上の長期にわたって支払いをされているような方であれば、借金がゼロになった上でさらに過払金に戻ってくる可能性がかなり高くなります。10年まではいかなくても、平成18年以前から借りている方であれば、借金を減らすことは可能な場合が多いですので、返済中の業者の分も合わせて是非ご相談ください。

Q.4 契約書や領収書などを全部捨ててしまいましたが、過払金返還請求はできますか?

A.4 できます。

ご依頼をされれば、弁護士が業者から取引履歴というものを取り寄せるのですが、そこに過去の取引内容が記載されていますので、それを基に過払金の計算をすることができるのです。相談をお受けする際には過去の取引内容を一応お聞きしますが、依頼を受けて取引履歴を取り寄せれば取引内容がはっきり分かりますので、だいたいの取引内容を覚えていれば大丈夫です。

Q.5 払い過ぎた利息の過払金を取り戻せない場合はありますか?

A.5 あります。

例えば、一般的に完済日から10年を経過した場合は時効になると考えられているので、取り戻すことはできません。また、最近は貸金業者の倒産も多いため、裁判所の手続きによって配当等を受けられる場合でも少額になることがほとんどですので、なるべく早めに過払金返還請求の手続きをとることをお勧めします。なお、依頼するには弁護士と直接面談しなくてはなりません。面談には予約が必要です。まずはお気軽にお電話下さい。

クレジットカードのキャッシングや現在の金利が年18%以下の方でも過去に遡れば過払金を取り戻せる場合があります。

法律相談をご希望される方は、必ずお電話にて事前にご予約をお願い致します。



佐賀県弁護士会所属

弁護士 福田 大志
弁護士 行武 謙一

西九州総合法律事務所

完済した方は**自己負担ゼロ!**
取り戻した過払金の中から
成功報酬をいただくのみです。

受付/月曜~金曜
9:00~12:00
13:00~18:00
(事前にお電話にて
お問合せ下さい。)



〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

☎0954-27-8056

詳しくはお電話またはブログをご覧ください → <http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>

あなたは払い過ぎていかももしれません。
「過払金」を取り戻そう!
完済した方限定! 絶対損にはなりません!